

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月12日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)  
リミテッド  
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村佳史  
取締役 ピーター・キャラハン  
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、  
ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2,  
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

## 【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ダイワ外貨MMF

(Daiwa Gaika MMF)

## 【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

( )USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約1兆1,101億円)を上限とする。

( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

100億オーストラリア・ドル(約8,221億円)を上限とする。

( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

100億カナダ・ドル(約8,517億円)を上限とする。

( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

100億ニュージーランド・ドル(約7,579億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円、1豪ドル=82.21円、1カナダ・ドル=85.17円および1ニュージーランド・ドル=75.79円)による。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年6月29日に提出した有価証券届出書(2018年9月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2019年2月12日付で販売会社である日の出証券株式会社が、内藤証券株式会社と合併したため、また、2019年1月21日付で改訂・再録信託証書が変更されたため、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

## 2 【訂正の内容】

### 第一部 証券情報

#### (1) ファンドの名称

<訂正前>

ダイワ外貨MMF(Daiwa Gaika MMF)

(注) ダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの4つのポートフォリオにより構成されているアンブレラ型ファンドである。アンブレラとは、その傘の下で一または複数の投資信託(ポートフォリオ)を設定できる仕組みのものをいう。以下、4つのポートフォリオを総称して「ファンド」ということがある。

<訂正後>

ダイワ外貨MMF(Daiwa Gaika MMF)

(注) ダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの4つのポートフォリオにより構成されているアンブレラ型ファンドである。アンブレラとは、その傘の下で一または複数の投資信託(ポートフォリオ)を設定できる仕組みのものをいう。以下、4つのポートフォリオを総称して「ファンド」ということがある。各ポートフォリオは欧州における短期金融商品に関するルール(2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(改訂済)(以下「MMF規則」という。))における公債コンスタントNAV MMFとして分類されている。

## (8) 申込取扱場所

## &lt;訂正前&gt;

大和証券株式会社<sup>(注2)</sup> 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」という。)

ホームページ・アドレス：<http://www.daiwa.jp/>

日の出証券株式会社<sup>(注3)</sup> 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目2番14号 北浜グランドビル

(以下「日の出証券」という。)

(中略)

(注3) 日の出証券においては、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびカナダ・ドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

(中略)

(注7) ひろぎん証券においては、USドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

## &lt;訂正後&gt;

大和証券株式会社<sup>(注2)</sup> 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」という。)

ホームページ・アドレス：<http://www.daiwa.jp/>

内藤証券株式会社<sup>(注3)(\*)</sup> 大阪府大阪市北区中之島3丁目3番23号 中之島ダイビル19階

(以下「内藤証券」という。)

(中略)

(注3) 内藤証券においては、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびカナダ・ドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

(中略)

(注7) ひろぎん証券においては、USドル・ポートフォリオのみの申込みの取扱いを行う。

\*2019年2月12日付で日の出証券株式会社は内藤証券株式会社と合併した。合併後の存続会社は内藤証券株式会社であり、合併後の社名は内藤証券株式会社となる。以下同じ。

## (12) その他

## &lt;訂正前&gt;

(前 略)

## 引受等の概要

(イ)管理会社との間において、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して、大和証券は、1996年7月23日付契約、1997年12月16日付変更契約、1999年4月26日付管理会社、大和証券および株式会社大和証券グループ本社間の受益証券販売・買戻契約の契約上の地位の譲渡契約、2003年5月23日付サイド・レターならびに2004年6月21日付第二サイド・レターに基づき全ポートフォリオについて、日の出証券は、1998年12月16日付契約および2003年5月23日付サイド・レターに基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオならびにカナダ・ドル・ポートフォリオについて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、2006年6月23日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオならびにニュージーランド・ドル・ポートフォリオについて、SMBC日興証券は2001年10月1日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオならびにオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて、丸三証券は、2003年6月5日付契約に基づきオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて、ひろぎん証券は、2007年12月11日付契約に基づき、USドル・ポートフォリオについて、あかつき証券は、2012年6月15日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオならびにオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて募集を行う。

(後 略)

## &lt;訂正後&gt;

(前 略)

## 引受等の概要

(イ)管理会社との間において、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して、大和証券は、1996年7月23日付契約、1997年12月16日付変更契約、1999年4月26日付管理会社、大和証券および株式会社大和証券グループ本社間の受益証券販売・買戻契約の契約上の地位の譲渡契約、2003年5月23日付サイド・レターならびに2004年6月21日付第二サイド・レターに基づき全ポートフォリオについて、内藤証券は、1998年12月16日付契約および2003年5月23日付サイド・レターに基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオならびにカナダ・ドル・ポートフォリオについて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、2006年6月23日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオならびにニュージーランド・ドル・ポートフォリオについて、SMBC日興証券は2001年10月1日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオならびにオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて、丸三証券は、2003年6月5日付契約に基づきオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて、ひろぎん証券は、2007年12月11日付契約に基づき、USドル・ポートフォリオについて、あかつき証券は、2012年6月15日付契約に基づきUSドル・ポートフォリオならびにオーストラリア・ドル・ポートフォリオについて募集を行う。

(後 略)

[次へ](#)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

欧州でのマネー・マーケット・ファンドに関する規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131)(改訂済)の適用をうけて、2019年1月21日(以下「本効力発生日」という。)より、以下に詳述されるとおり、ファンドの目的および投資方針等が変更される。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けAIF(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書(改訂済)に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、AIFMD(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。)を確保する責任を負う。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けA I F C N A V M M F (有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、A I F M 法令およびM M F 規則(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書(改訂済)に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、A I F M D (有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をA I F M D に規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、A I F M D の遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。)を確保する責任を負う。」

(後 略)

<訂正後>

欧州でのマネー・マーケット・ファンドに関する規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131)(改訂済)の適用をうけて、2019年1月21日付で以下に詳述されるとおり、ファンドの目的および投資方針等が変更された。

ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けA I F C N A V M M F (有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、A I F M 法令およびM M F 規則(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書(改訂済)に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、A I F M D (有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をA I F M D に規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、A I F M D の遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。)を確保する責任を負う。

(後 略)

## (2) ファンドの沿革

## &lt; 訂正前 &gt;

1995年 4 月25日	管理会社の設立
	( 中 略 )
2015年 6 月18日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証書締結

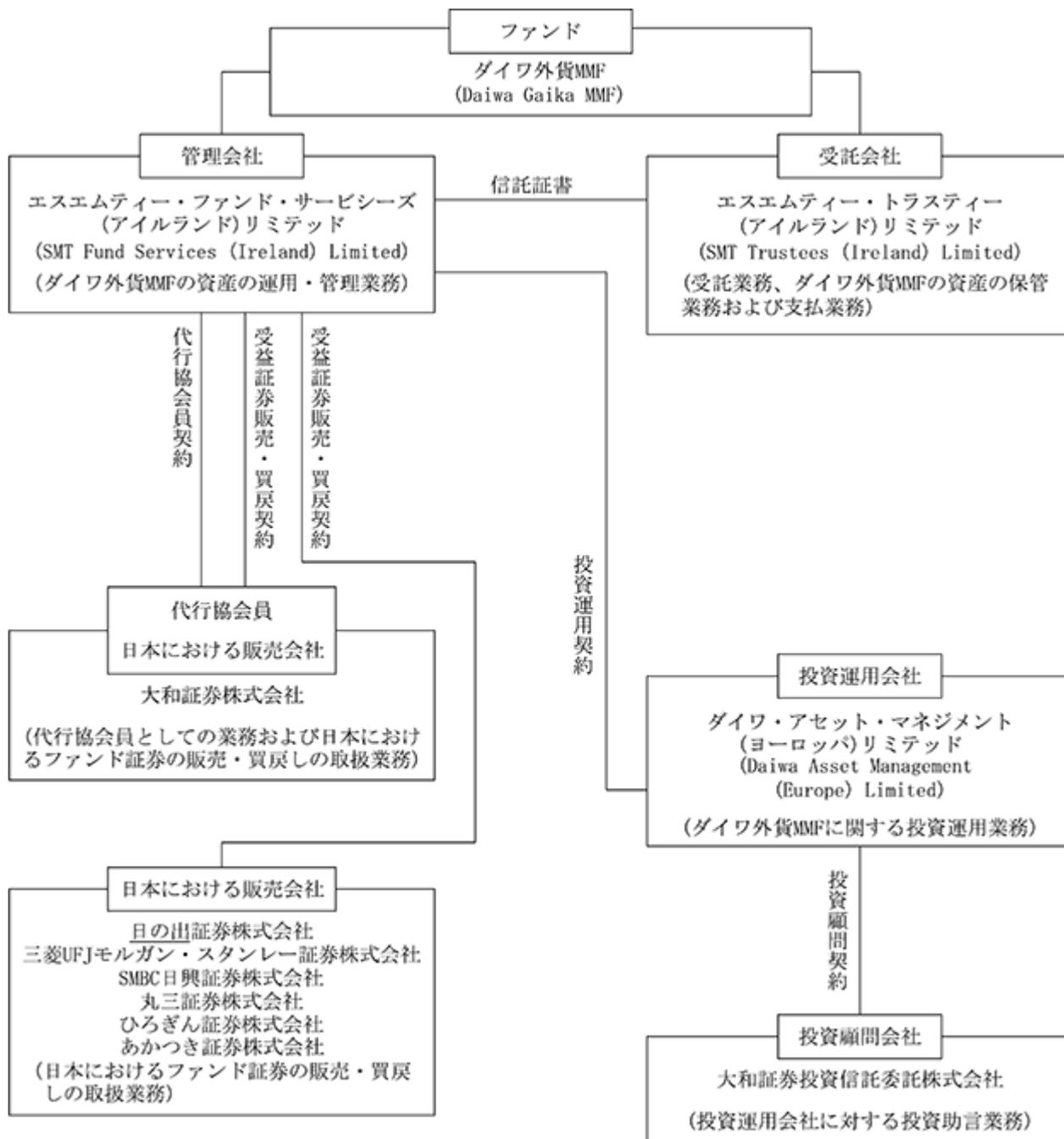
## &lt; 訂正後 &gt;

1995年 4 月25日	管理会社の設立
	( 中 略 )
2015年 6 月18日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証書締結
2019年 1 月21日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証書締結

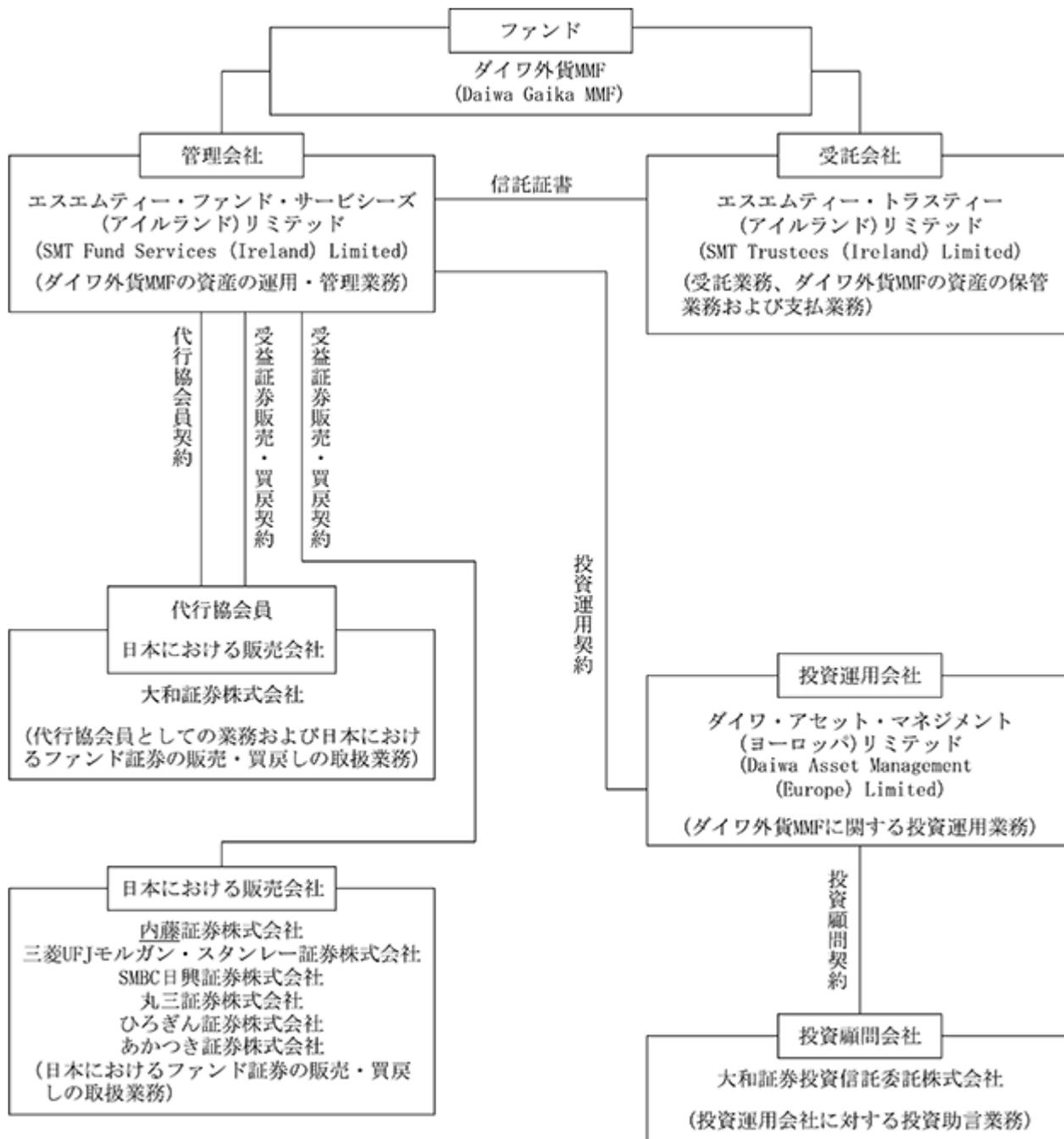
## (3) ファンドの仕組み

## ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;



&lt;訂正後&gt;



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービ シーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2015年6月18日に受託会社との間で締結されたファ ンドの改訂・再録信託証書は、ダイワ外貨MMFの資 産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ダ イワ外貨MMFの終了等について規定している。
エスエムティー・トラスティー(ア イルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2015年6月18日付の管理会社との間で締結された改 訂・再録信託証書は、受託業務、ダイワ外貨MMFの 資産の保管業務、支払代行業務等について規定して いる。

(後 略)

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービ シーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2019年1月21日に受託会社との間で締結されたファ ンドの改訂・再録信託証書は、ダイワ外貨MMFの資 産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ダ イワ外貨MMFの終了等について規定している。
エスエムティー・トラスティー(ア イルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2019年1月21日付の管理会社との間で締結された改 訂・再録信託証書は、受託業務、ダイワ外貨MMFの 資産の保管業務、支払代行業務等について規定して いる。

(後 略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

（前 略）

効率的なポートフォリオ運用

（中 略）

ポートフォリオに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがある。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、当該ポートフォリオに返還される。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接的および間接的な運用コスト／費用は、含み収益を含むものではなく、ファンドの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記される。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「ポートフォリオの効率的運用および／または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。投資運用会社は、金融派生商品の利用がファンドの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想している。」

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「ポートフォリオの効率的運用および／または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。」

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。」

（中 略）

投資家は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

本効力発生日より、以下が追加される。

「管理会社は現時点では、各ポートフォリオのために金融派生商品に投資することを意図していないが、将来において金融派生商品に投資しようとする場合、アイルランド中央銀行に対してリスク管理プロセスが提出されるまでは、そのような金融派生商品の使用は行われぬ。」

（後 略）

<訂正後>

(前 略)

効率的なポートフォリオ運用

(中 略)

ポートフォリオに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがある。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、当該ポートフォリオに返還される。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接的および間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ファンドの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記される。

ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

(中 略)

投資家は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

管理会社は現時点では、各ポートフォリオのために金融派生商品に投資することを意図していないが、将来において金融派生商品に投資しようとする場合、アイルランド中央銀行に対してリスク管理プロセスが提出されるまでは、そのような金融派生商品の使用は行われない。

(後 略)

## (4) 配分方針

## &lt;訂正前&gt;

管理会社は、各ポートフォリオの取引日に当該ポートフォリオの配分を宣言する。配分は、当該ポートフォリオの1口当たり純資産価格が取引日における当該ポートフォリオの基準価格を超えた場合に限り宣言される。配分可能な額は、各取引日に管理会社により計算される1口当たり純資産価格により決定される。各ポートフォリオの1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が関連ポートフォリオの基準価格となるような金額である。配分は、当該取引日の評価基準時(各取引日においてポートフォリオの投資対象の価額が決定される時刻を意味し、各ポートフォリオにつき、アイルランド時間午後4時または管理会社が随時決定する時点である。)の直前に宣言されたものとみなされる。

1口当たりの分配額は、小数以下第8位を切り捨て第7位まで計算される。受益者に支払われる合計額は関係通貨のセントの単位に切り捨てられる。すべての調整額は、関連ポートフォリオに帰属する。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

管理会社は、各ポートフォリオの取引日に当該ポートフォリオの配分を宣言する。配分は、当該ポートフォリオの1口当たり純資産価格が取引日における当該ポートフォリオの基準価格を超えた場合に限り宣言される。配分可能な額は、各取引日に管理会社により計算される1口当たり純資産価格により決定される。各ポートフォリオの1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が関連ポートフォリオの基準価格となるような金額である。配分は、当該取引日の評価基準時(各取引日においてポートフォリオの投資対象の価額が決定される時刻を意味し、各ポートフォリオにつき、アイルランド時間午後4時または管理会社が随時決定する時点である。)の直前に宣言されたものとみなされる。

1口当たりの分配額は、小数以下第10位を切り捨て第9位まで計算される。受益者に支払われる合計額は関係通貨のセントの単位に切り捨てられる。すべての調整額は、関連ポートフォリオに帰属する。

(後略)

## (5) 投資制限

## &lt;訂正前&gt;

各ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件ならびにAIFM法令およびAIFルールブックに規定される投資制限を遵守することを要する。管理会社は、各ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

本効力発生日までは、以下が適用される。

- 「(a) ポートフォリオは、その純資産総額の20%を超えて公認の証券取引所において売買または取引されていない証券に投資することができない。
- (b) ポートフォリオは、欧州連合加盟国の政府またはその地方公共団体、欧州連合非加盟国もしくは一または複数の欧州連合加盟国が加盟している国際機関、欧州連合加盟国ではない10ECD加盟国(当該証券が国際的な格付機関により投資適格として格付される場合)、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、アフリカ開発銀行、世界銀行、米州開発銀行、欧州連合、学生ローン・マーケティング組合(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシーバレー・オーソリティにより発行または保証される譲渡性のある証券、および連邦住宅抵当公庫(ファニメイ)、連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニメイ)等のアメリカ合衆国の信用力に裏付けられた証券にポートフォリオの純資産総額の100%を上限として投資することのみできる。
- (c) ポートフォリオの純資産総額の10%を超えていかなる一機関の預託金に投資してはならない。ただし、本制限は、以下の機関への預託金、以下の機関により発行される預託金に裏付けられる証券または保証された証券については、ポートフォリオの純資産総額の30%までとする。( ) 欧州経済地域(EEA)加盟国(欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された金融機関、( ) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可された金融機関、( ) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにて認可された銀行、( ) 受託会社、( ) アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関連会社である金融機関。
- (d) ポートフォリオは、一発行会社のいかなる種類の証券についても、その20%を超えて保有することができない。かかる制限は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資には適用されない。
- (e) ポートフォリオは、その純資産額の20%を超えて、同一の機関により発行される証券に投資してはならない。かかる制限は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。
- (f) ダイワ外貨MMFまたは管理会社が運用するすべてのポートフォリオに関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重大な影響を行使できることとなるような議決権株式には投資することができない。
- (g) ポートフォリオは、以下の要件に従って、その他のオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券を取得することができる。
- ポートフォリオは、当該スキームの純資産額の30%を超えて投資してはならない。
- ポートフォリオは、規制されていないスキームの純資産額の20%を超えて投資してはならない。
- ポートフォリオが、その管理会社もしくはエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはこれらのいずれかの関連会社により運用されている投資信託の受益証券に投資する場合で、投資が行われる当該投資信託の管理会社が、通常課金される事前/当初/買戻し手数料を放棄している場合、ポートフォリオは、管理会社またはエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが受領する手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に組み入れられなければならないことを確保するものとする。

- (h) アイルランド中央銀行は、AIFルールブックおよび本書に定める欧州連合加盟国以外で認可を受け、または設立された、当該国の法令に基づき、当該国に登録上の事務所を有する発行体の証券に投資を行う、他の集団投資スキームまたは会社に投資を行うポートフォリオに対する制限の緩和を認めることができる。これは、ポートフォリオが当該証券に最も効果的に投資できる方法である。
- (i) アイルランド中央銀行は、ポートフォリオが有限責任会社またはその他のコンジット・ピークルの株式を全株保有し、アイルランド中央銀行が受益者の利益となると十分に判断する理由により、AIFルールブックをもって許可される投資対象に投資する権限を付与することができる。
- (j) ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が定める条件および制限の範囲内において、ポートフォリオの効率的な運用を目的とし、また、為替リスクを回避するための技法および手段を採用することができる。
- (k) ポートフォリオは、譲渡性のある証券について、所有していない場合には、当該証券を売却することができない。
- (l) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、公認の証券取引所で取引されまたは取り扱われている譲渡性のある証券にかかるワラントに投資することができない。
- (m) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、A1またはP1を下回る格付を取得している銀行以外の企業の債務証券に投資することができない。
- (n) 管理会社が投資運用会社と協議の上別途決定しない限り、ポートフォリオの純資産額の50%以上は、常時日本の金融商品取引法上の有価証券の定義に該当する有価証券に投資される。
- (o) 投資は、満期までの残存期間が397日以内の債務に対してのみ行うことができる。
- (p) ポートフォリオは、債券の発行による資金調達を行わない。
- (q) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していない。

投資制限は、投資対象購入時に適用され、継続して適用されるものとみなされる。各ポートフォリオの支配できない理由により、または引受権の行使の結果として、各制限の比率を超えた場合、ポートフォリオは受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければならない。

ポートフォリオは、リスク分散原則を遵守する限りにおいて、その設定日から6か月間、かかる投資制限から逸脱することができる。

#### 借入制限

- (a) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の25%を上限として借入れを行うことができる。ポートフォリオは、ポートフォリオの資産に当該借入れの譲渡担保、質権または担保を設定することができる。
- (b) ポートフォリオは、バック・ツー・バック・ローン契約により外貨を取得することができる。かかる手法により取得された外貨は、上記(a)に定める借入制限の目的において借入れには該当しない。ただし、相殺される預託金は、
- ( ) ポートフォリオの基準通貨建てで、かつ
- ( ) 外貨ローン残額以上であることとする。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「1 適格資産

ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に限り、MMF規則に明記される条件に従ってのみ投資するものとする。

(中 略)

ポートフォリオの支配の及ばない事由により、または買付けもしくは買戻し権の行使の結果として本項に言及される制限を超過した場合、当該ポートフォリオは、その受益者の利益を十分に考慮した上で、当該状況を是正することを優先的な目標とするものとする。」

(後 略)

<訂正後>

各ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件ならびにAIFM法令およびAIFルールブックに規定される投資制限を遵守することを要する。管理会社は、各ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

1 適格資産

ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に限り、MMF規則に明記される条件に従ってのみ投資するものとする。

(中 略)

ポートフォリオの支配の及ばない事由により、または買付けもしくは買戻し権の行使の結果として本項に言及される制限を超過した場合、当該ポートフォリオは、その受益者の利益を十分に考慮した上で、当該状況を是正することを優先的な目標とするものとする。

(後 略)

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

本効力発生日より、以下が追加される。

「ファンドは、保証された投資ではない。ファンドのようなマネー・マーケット・ファンドへの投資は預金への投資とは異なり、マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動する可能性がある。ファンドは、ファンドの流動性の保証または受益証券1口当たり純資産価格の安定化につき、外部委託業者に依拠していない。元本を失うリスクは、受益者が負担する。

現在AIFMは、PRIIPs規制(EUパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品規制(EU Regulation on Packaged Retail and Insurance-Based Investment Products)(EU 1286/2014))に基づく、PRIIPs主要投資家資料(PRIIPs KID)を作成する意図はない。」

## 概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されるとの保証はない。

(中 略)

## 利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがある。後記「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

本効力発生日までは、以下が適用される。

### 「取引相手のリスク

ポートフォリオは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされる。」

本効力発生日より以下が適用される。

#### 「取引相手のリスク

ポートフォリオは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされる。信託証書第27条にしたがって、受託会社は1または複数のファンドの現金口座を維持する。かかる口座は、受託会社のために、副保管会社によりグローバル副保管会社において開設されている。AIFMは、かかる口座に保有される現金残高についてファンドをCMSに登録している。保管勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ファンドのポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して投資家に支払われる前を含めて、CMSの対象となる。CMSには、受託会社から事前に承認された指示に加えて、グローバル副保管会社が第三者であるカウンターパーティによって保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含む。投資家は、CMSの結果、CMSカウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーを保有することになる点に留意すべきである。ポートフォリオは、CMSカウンターパーティによる取引相手のリスクにさらされる可能性がある。」

#### 信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

(中略)

#### 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」という。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)(さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項を参照のこと。)を締結した。

アイルランド I G A (ならびにこれを実施するアイルランドの関連規則および法律)の下では、(ファンドなどの)外国金融機関は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。ただし、F A T C A によりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税されるかまたは F A T C A の要件を遵守する立場にない限りにおいて、ファンドを代理して行為する管理事務代行会社は、受益者によるファンドへの投資に関して、かかる不遵守を是正し、かつ/または、当該受益者が保有するファンドの受益証券の一部または全部の強制的な買戻しを含め、必要な情報を提供しないことまたは参加外国金融機関にならないことまたはその他の作為もしくは不作為により源泉徴収または不遵守が発生した当該受益者によりかかる源泉徴収が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

(中 略)

### サイバーセキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバーセキュリティ・インシデントによるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。通常、サイバー・インシデントは、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪質なソフトウェアの暗号化により)デジタル・システムに不正アクセスすることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図するユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正アクセスすることを要しない形で行われる場合もある。管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントは、混乱を生じ、事業に影響を及ぼす力があり、ポートフォリオの純資産価額を計算する管理事務代行会社の能力の妨害、ファンドのポートフォリオの取引の妨害、受益者がファンドまたはいずれかのポートフォリオに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ・セキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の罰金および違約金、風評被害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用、追加のコンプライアンス費用などによる財務損失を生じる可能性がある。ポートフォリオが投資する証券の発行体、ポートフォリオを代理して管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場オペレーター、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントによっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

本効力発生日より、以下が追加される。

## 「GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国において直接の効力を生じ、現行のEUのデータプライバシーに関する法律に取って代わる。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、それに基づきデータ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを立証できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ同意の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関係監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限またはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

GDPRの施行により、ファンドが直接的または間接的に負担するオペレーションおよび法令遵守に関する費用が増加する可能性がある。さらに、ファンドまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがある。ファンドまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ファンドまたはそのサービス提供者は、多額の課徴金を科され、かつ/または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があり、また、ファンドのオペレーションおよび財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるレピテーションの毀損が生じることがある。

## ブレグジット(イギリスEU離脱)

ポートフォリオは、2016年6月23日に行われた、イギリスのEU加盟継続に関する住民投票およびイギリスのEU離脱というその投票結果に関連する潜在的なリスクに直面する可能性がある。EU離脱という投票結果は、外国為替相場に大きなボラティリティをもたらし、イギリスがEU離脱の条件について交渉する中で、長期間にわたり不確実性を生じさせる可能性がある。また、EUの他の27の加盟国の一部または全部および/またはユーロ圏を不安定化させる可能性もある。ポートフォリオの投資対象の価値、取引を行う能力、投資対象を評価し換価する能力、または、投資方針を実行するその他の能力に、不利な影響を与えることがある。これは、とりわけ、イギリス、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増加、資産価値の変動、為替レートの変動、イギリス、EUまたはその他の場所に所在し、取引もしくは上場されている投資の非流動性の増加、金融機関その他の取引相手の取引意欲もしくは取引可能性、または取引を行うことができる価格および条件の変化、ならびに/または、ファンドおよび/もしくはポートフォリオのために行う行為するAIFMに適用される法律上および規制上の制度の変更によるものである。

さらに、イギリスのEU離脱は、イギリスの経済およびイギリスの経済成長に重大な影響を及ぼし、ひいてはポートフォリオによるイギリスへの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、イギリス経済の先行き不透明感が長期化し、取引先や投資家の信頼を損なう可能性がある。これらの事象のほか、イギリス以外のEU加盟国がEUを離脱しまたは除名された場合も同様に、ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」

#### リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

#### <訂正後>

ファンドは、保証された投資ではない。ファンドのようなマネー・マーケット・ファンドへの投資は預金への投資とは異なり、マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動する可能性がある。ファンドは、ファンドの流動性の保証または受益証券1口当たり純資産価格の安定化につき、外部委託業者に依拠していない。元本を失うリスクは、受益者が負担する。

現在管理会社は、PRIIPs規制(EUパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品規制(EU Regulation on Packaged Retail and Insurance-Based Investment Products)(EU 1286/2014))に基づく、PRIIPs主要投資家資料(PRIIPs KID)を作成する意図はない。

#### 概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されるとの保証はない。

(中 略)

## 利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがある。後記「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

## 担保取決め

ポートフォリオは、一定の担保取決めを実施することを要求されることがある(ポートフォリオまたはポートフォリオが取引を行う取引相手が服する適用ある法律および規制に従った場合を含む。)

取引相手がポートフォリオの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、カस्टディアンに開設された分別担保勘定、または当該担保取決めの当事者間で合意されたその他の銀行勘定(以下「担保勘定」という。)に預託され、再投資目的には使用されない。担保勘定の受取利息(もしあれば)では、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手が要求する利息を支払うのに足りないことがある。利息の差額は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受領担保は売却、再投資または担保差し入れされない。

また、ポートフォリオは、取引相手の利益のために担保差し入れを要求されることもある。かかる場合、ポートフォリオの投資目的のために利用可能なポートフォリオが限定され、それにより、ポートフォリオの全体のリターンが、担保取決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援するために担保管理代行者が任命されることがあり、かかる任命がなされた場合、当該代行者の報酬は、ポートフォリオの資産から支払われるか、または別段合意される場所に従って支払われる。

## 担保取決めに関するリスク

### 担保リスク

取引相手からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手の債務不履行または支払不能に対するポートフォリオの潜在的なエクスポージャーの軽減を目的としているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、様々な理由により、当該取引相手の債務を履行するのに十分でない場合がある。また、取引相手が提供する担保は独立して毎日評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および/または持分証券の価値に、常に有効な相場価格があるとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ポートフォリオは、損失を被る可能性がある。担保が正確に評価された場合であっても、取引相手が債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、当該資産の換金に要する時間を理由として担保の価値が減少するリスクがより大きくなる可能性があり、かかる資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがある。

### 担保のオペレーショナル・リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整される。担保に関する方針はAIFMにより監視されるが、当該方針が正確に遵守され、かつ、実施されない場合、ポートフォリオは、取引相手が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被る可能性がある。

### 先行投資

投資運用会社は、AIFMがポートフォリオの受益証券の買付申込みを受領した場合、申込金が受領される前に、かかる金銭で決済がなされることを見越して、当該ポートフォリオの勘定で投資を行うことがあることに、受益者は留意すべきである(以下「先行投資」という。)。かかる先行投資は、ポートフォリオの利益になることが期待されているが、決済がなされなかった場合、ポートフォリオは、損失(取引の手仕舞い費用(その時まで市場が好ましくない方向に動いている可能性もある。))および先行投資の資金の調達先であるポートフォリオの銀行預金勘定または関連するファシリティ契約が借越しとなった場合の遅延利息の支払を含むがこれらに限定されない。)にさらされる可能性がある。その結果、先行投資により生じるポートフォリオの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

### 買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

買戻しまたは申込みは、ポートフォリオにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させるポートフォリオ注文の価格設定と注文の執行の間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資運用会社が、ある取引日に関して買付申込みが受領された旨の通知に応じて、当該取引日に受益証券が発行される前に、ポートフォリオの勘定で投資を行う場合、当該投資により生じた利益(または損失)は、既存の受益者が保有する受益証券に割当てられ、当該割当により、当該取引日における受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性がある。

同様に、投資運用会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日後に決済を行うために投資対象を清算する場合、当該清算により生じた利益(または損失)は、残存する受益者が保有する受益証券に割当てられる。

また、受益者の請求に応じて多数の受益証券を買戻すことにより、AIFMは、買戻しに必要な現金を調達するため、望ましいとされる時期よりも早期に、より不利な価格で、ポートフォリオの投資対象の清算を迫られる可能性がある。

例外的な場合として、例えば、ある一日に多数の受益者が買戻しを請求した場合、買戻しの日程上、すべての受益者への支払いに遅延が生じる可能性がある。

## キャッシュ・マネジメント・スウィープ(CMS)に関するリスク要因

受託会社または一もしくは複数の副保管会社において保有されるオーバーナイトの現金残高をCMSの対象とすることができる。CMSには、第三者であるカウンターパーティ(CMSカウンターパーティ)が保有する一または複数の共同顧客勘定への資金の預託が含まれる。投資者は、CMSにより、ポートフォリオがCMSカウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーを有することになることに留意すべきである。取引相手のリスクに関する説明は、下記「取引相手のリスク」に記載されている。

## 取引相手のリスク

ポートフォリオは、契約条件に関する紛争(善意のものであるかを問わない。)または信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手が契約条項に従った取引の決済または義務の履行をしないリスクにさらされ、それによってファンドが損失を被る場合がある。決済を妨げる事由がある場合や取引が一もしくは少数の相手方と行われる場合に長期間の契約を締結すると、かかる「取引相手のリスク」が増幅される。

受託会社およびAIFMは、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手との間に集中させることを制限されていない。受託会社およびAIFMが任意の数の取引相手との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ポートフォリオが損失を被る可能性が高まる可能性がある。

ポートフォリオは、非上場デリバティブ商品に関して、受託会社またはAIFMが当該ポートフォリオに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる可能性があるが、これは、かかる取引には、組織化された取引所にかかる商品を取引する参加者に適用される保護(取引所決済機関の履行保証等)と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社またはAIFMがポートフォリオに関して取引を行う取引相手が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、かかる商品は、当該ポートフォリオに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社またはAIFMは、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、かかる救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

この10年間、いくつかの大手金融市場参加者(店頭取引およびディーラー間取引の取引相手を含む。)が期限到来時に契約上の債務につき不履行となるかそれに近い状態に陥り、金融市場における不確実性を高めた結果、過去に類を見ない信用と流動性の収縮、取引および資金供与の早期終了、ならびに支払いおよび受渡しの停止または不履行が発生した。受託会社、ポートフォリオに関する受託会社の受任者、ポートフォリオに関するAIFMが取引する取引相手が不履行に陥らないという保証およびポートフォリオが結果的に取引で損失を被らないという保証はない。

投資者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、後記「申込手続」と題する項において定義される回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティの取引相手のリスクにさらされる可能性がある。また、ポートフォリオは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティによる取引相手のリスクにもさらされる可能性がある。

#### 信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

(中 略)

#### 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」という。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)(さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項を参照のこと。)を締結した。

アイルランドIGA(ならびにこれを実施するアイルランドの関連規則および法律)の下では、(ファンドなどの)外国金融機関は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。ただし、FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税されるかまたはFATCAの要件を遵守する立場にない限りにおいて、ファンドを代理して行為する管理会社は、受益者によるファンドへの投資に関して、かかる不遵守を是正し、かつ/または、当該受益者が保有するファンドの受益証券の一部または全部の強制的な買戻しを含め、必要な情報を提供しないことまたは参加外国金融機関にならないことまたはその他の作為もしくは不作為により源泉徴収または不遵守が発生した当該受益者によりかかる源泉徴収が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

(中 略)

## サイバーセキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバーセキュリティ・インシデントによるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。通常、サイバー・インシデントは、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪質なソフトウェアの暗号化により)デジタル・システムに不正アクセスすることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図するユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正アクセスすることを要しない形で行われる場合もある。管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントは、混乱を生じ、事業に影響を及ぼす力があり、ポートフォリオの純資産価額を計算する管理事務代行会社の能力の妨害、ファンドのポートフォリオの取引の妨害、受益者がファンドまたはいずれかのポートフォリオに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ・セキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の罰金および違約金、風評被害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用、追加のコンプライアンス費用などによる財務損失を生じる可能性がある。ポートフォリオが投資する証券の発行体、ポートフォリオを代理して管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場オペレーター、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントによっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

## GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国において直接の効力を生じ、現行のEUのデータプライバシーに関する法律に取って代わる。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、それに基づきデータ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを立証できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ同意の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関係監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

GDP Rの施行により、ファンドが直接的または間接的に負担するオペレーションおよび法令遵守に関する費用が増加する可能性がある。さらに、ファンドまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがある。ファンドまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ファンドまたはそのサービス提供者は、多額の課徴金を科され、かつ/または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があり、また、ファンドのオペレーションおよび財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるレピテーションの毀損が生じることがある。

#### ブレグジット(イギリスEU離脱)

ポートフォリオは、2016年6月23日に行われた、イギリスのEU加盟継続に関する住民投票およびイギリスのEU離脱というその投票結果に関連する潜在的なリスクに直面する可能性がある。EU離脱という投票結果は、外国為替相場に大きなボラティリティをもたらし、イギリスがEU離脱の条件について交渉する中で、長期間にわたり不確実性を生じさせる可能性がある。また、EUの他の27の加盟国の一部または全部および/またはユーロ圏を不安定化させる可能性もある。ポートフォリオの投資対象の価値、取引を行う能力、投資対象を評価し換価する能力、または、投資方針を実行するその他の能力に、不利な影響を与えることがある。これは、とりわけ、イギリス、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増加、資産価値の変動、為替レートの変動、イギリス、EUまたはその他の場所に所在し、取引もしくは上場されている投資の非流動性の増加、金融機関その他の取引相手の取引意欲もしくは取引可能性、または取引を行うことができる価格および条件の変化、ならびに/または、ファンドおよび/もしくはポートフォリオのために行為するAIFMに適用される法律上および規制上の制度の変更によるものである。

さらに、イギリスのEU離脱は、イギリスの経済およびイギリスの経済成長に重大な影響を及ぼし、ひいてはポートフォリオによるイギリスへの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、イギリス経済の先行き不透明感が長期化し、取引先や投資家の信頼を損なう可能性がある。これらの事象のほか、イギリス以外のEU加盟国がEUを離脱しまたは除名された場合も同様に、ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

## 4 手数料等及び税金

## (4) その他の手数料等

&lt;訂正前&gt;

(前 略)

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に  
応じて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が  
各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが  
支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ)監査人および会計士の報酬

(ロ)弁護士報酬

(ハ)当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)

(ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ヘ)当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する  
通知書の作成、翻訳および配布のための費用(ト)当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関し  
て生じる手数料および費用

(チ)他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(リ)保管および譲渡のための費用

(ヌ)受益者集会の費用

(ル)保険料

(ヲ)当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ワ)当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会  
を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告  
書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費  
用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用

(カ)当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

本効力発生日までは、以下が適用される。

「(ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(夕)規制費用

(レ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用」

本効力発生日より、以下が適用される。

「(ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(夕)規制上の要件から生じるすべての費用(規制上の報告およびA I F Mが指定する者の任命の費用を含むが  
これらに限定されない。)

(レ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用」

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に  
応じて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が  
各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが  
支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ)監査人および会計士の報酬

(ロ)弁護士報酬

(ハ)当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)

(ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ヘ)当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する  
通知書の作成、翻訳および配布のための費用

(ト)当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関し  
て生じる手数料および費用

(チ)他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(リ)保管および譲渡のための費用

(ヌ)受益者集会の費用

(ル)保険料

(ヲ)当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ワ)当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会  
を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告  
書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費  
用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用

(カ)当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

(ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(タ)規制上の要件から生じるすべての費用(規制上の報告およびA I F Mが指定する者の任命の費用を含むが  
これらに限定されない。)

(レ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用

(後 略)

[次へ](#)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

#### (1) 海外における販売手続等

<訂正前>

(前 略)

申込手続

(中 略)

受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、関連するポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

(中 略)

マネーロンダリング防止手続

2010年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法(改正済)により、管理会社は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止しかつ摘発するためリスク・ベースの適切な措置を実行することを義務づけられており、かかる措置には、すべての受益者および場合により受益者がその代理人として受益証券を保有する際の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれる。かかるリスク・ベース手法の適用により、一定の状況において、管理会社は、一定種類の投資者(例えば、重要な公的地位を有する者または高リスク区分に該当すると評価されたその他の投資者)に高度の顧客についてのデュー・デリジェンスを適用することを要求される。管理会社は、受益証券の申込時および投資者が受益証券を保有している期間中のいつでも(当該受益証券の買戻し時を含む。)、当該受益者および当該受益証券が代理人により保有される際の実質的所有者の身元および住所を確認するために必要な情報を請求することができる。

(中 略)

管理会社は、投資予定者に対し、必要となる、身元を示す証拠の種類について通知する。一例として、個人の場合には、特定の者または機関(弁護士または公証人等)により適式に認証されたパスポートまたは身分証明書の写しを、住所を示す証拠(公共料金請求書または銀行明細書等)と共に提出することを要求されることがある。法人の申込人の場合には、その設立証明書(社名変更証明書を含む。)ならびに基本定款および通常定款(またはそれに相当するもの)の謄本、ならびにすべての取締役および2010年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法(改正済)が定める実質的所有者の氏名および居住住所の提出を要求されることがある。

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。身元の確認に必要な文書を提出しなかった受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求を処理するが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を差し控える。投資予定者は、買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、ファンド、取締役会および管理会社が当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき何ら損害を被らないことを認識し、かつこれに同意する。

本効力発生日より、以下が追加される。

#### 「データ保護

投資予定者は、申込書に記入することにより、GDPR上の個人データに該当する可能性のある情報を管理会社に提供することに留意すべきである。このデータは、顧客の身元確認および申込み手続き、保有するファンドにおける持分の管理および事務管理ならびに適用ある法律上、課税上または規制上の要件の遵守の目的のために、ファンドによりまたはファンドのために使用される。当該データは、特定の目的のために、規制機関、税務当局、ファンドの代行者、アドバイザーおよびサービス提供者ならびにこれらのまたはファンドの適法に授権された代理人ならびにこれらの各関連会社、関係会社または系列会社を含む第三者(所在地を問わない(アイルランドと同様のデータ保護法を有しない可能性のあるEEA外の国々を含む。))に開示および/または移転される可能性がある。

受益者は、ファンドのために保管される自己の個人データの写しを取得する権利、ファンドのために保有される個人データの誤りを修正する権利ならびに様々な状況において消去される権利およびデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を有する。一定の限られた状況において、データの移転に対する権利が適用される可能性がある。

ファンドを代理する管理会社およびその任命されたサービス提供者は、アイルランドの法律上および規制上の要件により要求される期間(ただし、投資期間が終了してからまたは受益者がファンドとの最後の取引を行った日から少なくとも7年間)にわたり、受益者によるファンドへの投資に関して受益者が提供したすべての文書を保持する。

管理会社の個人情報保護方針の写しは、請求することによって管理会社から入手可能である。」

<訂正後>

(前 略)

申込手続

(中 略)

受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下「回収勘定キャッシュ・スイープ・プログラム」という。)の対象となることがある。回収勘定キャッシュ・スイープ・プログラムは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ(以下「回収勘定キャッシュ・スイープ・カウンターパーティ」という。)において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含む。受益者は、回収勘定キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スイープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきである。カウンターパーティ・リスクの内容は、リスク要因の「取引相手のリスク」と題する項に記載されている。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、関連するポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

(中 略)

## マネーロンダリング防止手続

2010年および2013年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法(改正済)(以下「刑事処罰法」という。)により、管理会社は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止しかつ摘発するためリスク・ベースの適切な措置を実行することを義務づけられており、かかる措置には、すべての受益者および場合により受益者がその代理人として受益証券を保有する際の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれる。かかるリスク・ベース手法の適用により、一定の状況において、管理会社は、一定種類の投資者(例えば、重要な公的地位を有する者または高リスク区分に該当すると評価されたその他の投資者)に高度の顧客についてのデュー・デリジェンスを適用することを要求される。管理会社は、受益証券の申込時および投資者が受益証券を保有している期間中のいつでも(当該受益証券の買戻し時を含む。)、当該受益者および当該受益証券が代理人により保有される際の実質的所有者の身元および住所を確認するために必要な情報を請求することができる。

(中 略)

管理会社は、投資予定者に対し、必要となる、身元を示す証拠の種類について通知する。一例として、個人の場合には、特定の者または機関(弁護士または公証人等)により適式に認証されたパスポートまたは身分証明書の写しを、住所を示す証拠(公共料金請求書または銀行明細書等)と共に提出することを要求されることがある。法人の申込人の場合には、その設立証明書(社名変更証明書を含む。)ならびに基本定款および通常定款(またはそれに相当するもの)の謄本、ならびにすべての取締役および刑事処罰法が定める実質的所有者の氏名および居住住所の提出を要求されることがある。

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。身元の確認に必要な文書を提出しなかった受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求を処理するが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を差し控える。投資予定者は、買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、ファンド、取締役会および管理会社が当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき何ら損害を被らないことを認識し、かつこれに同意する。

## データ保護

投資予定者は、申込書に記入することにより、GDPR上の個人データに該当する可能性のある情報を管理会社に提供することに留意すべきである。このデータは、顧客の身元確認および申込み手続き、保有するファンドにおける持分の管理および事務管理ならびに適用ある法律上、課税上または規制上の要件の遵守の目的のために、ファンドによりまたはファンドのために使用される。当該データは、特定の目的のために、規制機関、税務当局、ファンドの代行者、アドバイザーおよびサービス提供者ならびにこれらのまたはファンドの適法に授権された代理人ならびにこれらの各関連会社、関係会社または系列会社を含む第三者(所在地を問わない(アイルランドと同様のデータ保護法を有しない可能性のあるEEA外の国々を含む。))に開示および/または移転される可能性がある。

受益者は、ファンドのために保管される自己の個人データの写しを取得する権利、ファンドのために保有される個人データの誤りを修正する権利ならびに様々な状況において消去される権利およびデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を有する。一定の限られた状況において、データの移転に対する権利が適用される可能性がある。

ファンドを代理する管理会社およびその任命されたサービス提供者は、アイルランドの法律上および規制上の要件により要求される期間(ただし、投資期間が終了してからまたは受益者がファンドとの最後の取引を行った日から少なくとも7年間)にわたり、受益者によるファンドへの投資に関して受益者が提供したすべての文書を保持する。

管理会社の個人情報保護方針の写しは、請求することによって管理会社から入手可能である。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### <訂正前>

##### 純資産価格の計算

各ポートフォリオの純資産価格は、各ポートフォリオの基準通貨で表示され、取引日に当該取引日の当該ポートフォリオの資産の額から当該ポートフォリオの債務(管理会社の裁量により諸経費の引当額を含む。)を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産額を、当該取引日の当該ポートフォリオの発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、各ポートフォリオの基準価格で、小数点以下第1位を切り捨てた額とする(ただし、1口当たりの純資産価格が分配の目的で決定される場合には、小数点以下第7位まで計算される。)

(中 略)

( )各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。」

( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、アイルランド中央銀行のガイドラインに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオに生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合)は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。

( )公認の証券取引所において上場され、そこで値付けされ、上記( )に従って評価されない金融商品は、評価基準時における、かかる公認の証券取引所で取引された直近の価格により評価される。価格が入手不能であるかまたは投資対象の公正な価額を反映していない場合は、価格は受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により慎重かつ誠実に推定される。

- ( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所において入手可能な直近の取引値で評価される。
- ( )上記( )に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する実現可能な近似値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )投資信託の受益証券または株式は、関連する投資信託の入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引された投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。管理会社は、通貨、市場性およびその他関連ありと認められる判断要素に関し、有価証券の公正な価額を反映させるのに必要と判断する場合には、受託会社の承認を得て、当該有価証券の価額を調整することができる。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。
- ( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融派生商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とする。かかる金融派生商品が市場で扱われていない場合は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とする。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものとする。
- ( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

上記( )から( )までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

- ( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、AIFルールブックに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオの受益者に生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合は)、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。
- ( )規制市場において上場または取引されているが市場価格が適切に表示されないかまたは入手可能ではない証券および未上場の証券は、(a)個人投資家向けAIFのために行為する管理会社または(b)個人投資家向けAIFにより任命され、かつ、当該目的のために受託会社が承認する適切な者により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価される。
- ( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所における知れている最終の市場価格で評価される。
- ( )上記( )に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する推定実現価値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )集団投資スキームの受益証券または株式は、関連する集団投資スキームの入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。

( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引されている投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日の当該プレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。

管理会社は、通貨、市場性、取引費用および/またはその他関連ありと認められる判断要素に関し、公正な価額を反映させるのに調整が必要と判断する場合を除き、当該有価証券の価額を調整することができない。価格調整の理由および方法は、管理会社により明確に文書化されなければならない。店頭デリバティブ商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、取引相手の価格または管理会社もしくは独立した価格提供者により計算された価格などの代替的な価格のいずれかを用いて、店頭デリバティブを評価することができる。ただし、管理会社またはその他の者が評価を遂行するための十分な人的および技術的手段を有していることを条件とする。

管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることを確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。評価は、当該目的のために受託会社が承認し、かつ、取引相手から独立した者により承認または確認されなければならない。

( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融デリバティブ商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる金融デリバティブ商品が市場で扱われていない場合は、受託会社が承認する基準に基づき、管理会社またはその受任者が慎重かつ誠実に推定した価格とする。

( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

( )上場デリバティブ契約の価格は、当該市場により決定される決済価格に基づくものとする。決済価格を入手できない場合、契約は、当該目的のために受託会社が承認する適切な者、企業または法人により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価することができる。

( )外国為替予約契約および金利スワップ契約は、合理的な正確性をもって、かつ、信頼できる基準に基づき評価され、自由に入手可能な市場価格を参照して評価される。

上記( )から( )までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

( )本項の一般性を損なうことなく、ポートフォリオの資産は、可能な限り、時価評価により評価されるものとする。時価評価が不可能な場合、または市場のデータの品質が十分でない場合、ポートフォリオの資産は、モデル評価方式を使用して保守的に評価されるものとする。当該ポートフォリオのクラスの一口当たりの純資産価格は、当該クラスの表示通貨の小数点第4位の近似値まで四捨五入されるものとする。ただし、

・ポートフォリオの資産は、MMF規則において許容される限りにおいて、償却原価法を用いて評価することができ、ファンドのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの表示通貨の小数第2位の近似値まで四捨五入されるものとする。

ファンドの資産は、少なくとも日次ベースで評価されるものとする。」

(中略)

( )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

本効力発生日より、以下が追加される。

#### 「信用度評価手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、各ポートフォリオが保有する一定の資産の信用度を決定するための慎重な内部信用度評価手続(以下「信用度評価手続」という。)を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。信用度評価手続は、当該資産の発行体の信用度および資産の信用度に影響を及ぼす要因の分析を含む慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づくものとする。MMF規則により要求される限りにおいて、当該方法は、妥当性を確保するために、関連するポートフォリオに関し、管理会社により少なくとも年に一度見直されるものとする。

#### 流動性管理手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、当該ポートフォリオに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、( )当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、( )ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

管理会社がポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、ポートフォリオは自動的にCNAV MMFではなくなるものとし、当該ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとする。」

(中 略)

ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、各ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

(イ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、当該ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、当該ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

(ハ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

(ニ)ポートフォリオが当該ポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくは当該ポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

かかる停止は、直ちに(いかなる場合にも停止事由が発生した営業日以内に)アイルランド中央銀行ならびに受託会社に通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、当該ポートフォリオ受益証券の受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。当該ポートフォリオの受益証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による撤回不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。可能な場合、速やかに停止期間を終了するためのすべての適切な手段がとられる。

(後 略)

## &lt;訂正後&gt;

## 純資産価格の計算

各ポートフォリオの純資産価格は、各ポートフォリオの基準通貨で表示され、取引日に当該取引日の当該ポートフォリオの資産の額から当該ポートフォリオの債務(管理会社の裁量により諸経費の引当額を含む。)を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産額を、当該取引日の当該ポートフォリオの発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、各ポートフォリオの基準価格で、小数点以下第1位を切り捨てた額とする(ただし、1口当たりの純資産価格が分配の目的で決定される場合には、小数点以下第9位まで計算される。)

(中略)

( )各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、AIFルールブックに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオの受益者に生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合)は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。

( )規制市場において上場または取引されている証券は、評価時点現在の公認の証券取引所における最終の取引価格を用いて評価される。市場価格が適切に表示されないかまたは入手可能ではない場合および未上場の証券は、(a)個人投資家向けAIFのために行う管理会社または(b)個人投資家向けAIFにより任命され、かつ、当該目的のために受託会社が承認する適切な者により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価される。

( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所における知れている最終の市場価格で評価される。

- ( )上記( )に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する推定実現価値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )集団投資スキームの受益証券または株式は、関連する集団投資スキームの入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引されている投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日の当該プレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。

管理会社は、通貨、市場性、取引費用および/またはその他関連ありと認められる判断要素に関し、公正な価額を反映させるのに調整が必要と判断する場合を除き、当該有価証券の価額を調整することができない。価格調整の理由および方法は、管理会社により明確に文書化され、受託会社に承認されなければならない。店頭デリバティブ商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、取引相手の価格または管理会社もしくは独立した価格提供者により計算された価格などの代替的な価格のいずれかをを用いて、店頭デリバティブを評価することができる。ただし、管理会社またはその他の者が評価を遂行するための十分な人的および技術的手段を有していることを条件とする。

管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。評価は、当該目的のために受託会社が承認し、かつ、取引相手から独立した者により承認または確認されなければならない。

- ( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融デリバティブ商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる金融デリバティブ商品が市場で扱われていない場合は、受託会社が承認する基準に基づき、管理会社またはその受任者が慎重かつ誠実に推定した価格とする。
- ( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

( )取引所または市場において取引されている上場デリバティブ商品は、当該取引所または市場において入手可能な最終の決済価格で評価される。一部のオプションの場合のように決済価格がない場合、最終取引価格を用いることができる。最終取引価格がない場合、中値または取引相手の価格を用いることができる。かかる価格が入手できない場合、当該投資対象の価格は、当該目的のために受託会社が任命する適切な者(管理会社を含む場合がある。)により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値とする。

( )外国為替予約契約は、関連する評価時点において同一の規模および満期の新規の予約契約を引き受けることができる価格を参照して、または、店頭デリバティブの評価に関する規定に従って評価される。手元現金、預金、前払費用、宣言されたかまたは発生済みであるが評価時点において未払いとなっている現金配当および利息の価格は、通常、その額面価格に評価時点において発生済みの利息(該当する場合)を加えた価格で評価される(ただし、受託会社または管理会社の意見において、これが支払われるかまたは全額受領される可能性が低い場合は除く。この場合、その価格は、評価時点におけるその真正な価値を反映するためにかかる場合において受託会社が適切と考える割引を行った後に決定されるものとする。)

上記( )から( )までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

ファンドの資産は、各評価基準時に評価されるものとする。

(中略)

( )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時までに生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

#### 信用度評価手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、各ポートフォリオが保有する一定の資産の信用度を決定するための慎重な内部信用度評価手続(以下「信用度評価手続」という。)を制定し、実施しつつ常時適用するものとする。信用度評価手続は、当該資産の発行体の信用度および資産の信用度に影響を及ぼす要因の分析を含む慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づくものとする。MMF規則により要求される限りにおいて、当該方法は、妥当性を確保するために、関連するポートフォリオに関し、管理会社により少なくとも年に一度見直されるものとする。

## 流動性管理手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、当該ポートフォリオに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、( )当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、( )ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

管理会社がポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、ポートフォリオは自動的にCNAV MMFではなくなるものとし、当該ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとする。

(中略)

ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、各ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

(イ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、当該ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、当該ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

(ハ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

(ニ)ポートフォリオが当該ポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくは当該ポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

(ホ)受託会社にポートフォリオに含まれる資産の相当な割合(受託会社の絶対的な裁量により決定される。)を清算させるかまたは当該ポートフォリオを終了させる事由が発生している期間

かかる停止は、直ちに(いかなる場合にも停止事由が発生した営業日以内に)アイルランド中央銀行ならびに受託会社に通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、当該ポートフォリオ受益証券の受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。当該ポートフォリオの受益証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による撤回不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。可能な場合、速やかに停止期間を終了するためのすべての適切な手段がとられる。

(後略)

[前へ](#)

[次へ](#)

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

（前 略）

#### (5) 日本における販売会社

名称	日の出証券株式会社
資本金の額	2018年4月末日現在、46億5,000万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

（後 略）

< 訂正後 >

（前 略）

#### (5) 日本における販売会社

名称	内藤証券株式会社
資本金の額	2018年12月末日現在、30億248万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者および第二種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他関連する業務を行っている。

（後 略）

[前へ](#)

[次へ](#)

## 別紙 A

## 定 義

&lt;訂正前&gt;

(前 略)

クラス ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「CMS 本書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因、取引相手のリスク」に詳細が記載されるとおり、パッシブ・キャッシュ・マネジメント・スウィープ・スキームをいう。

CMS カウンターパーティ CMSに関連する資金が保有される一つまたは複数の共同顧客口座を有する第三者カウンターパーティのことをいう。

CNAV MMF 公債コンスタントNAV MMF(以下「公債CNAV MMF」という。)としてMMF規則に基づき認可されているマネー・マーケット・ファンドをいう。」

集団投資事業 オープン・エンド型の集団投資事業をいう。

取引日 あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される毎月2日以上の日をいう。

(中 略)

ファンド ダイワ外貨MMFをいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「GDPR 欧州議会および理事会規則(EU)2016/679をいう。

グローバル副保管会社 グローバル副保管契約に従って、受託会社により任命されたブラウン・ブラザーズ・ハリマンをいう。」

仲介機関 現時点において以下の者をいう。

- ・他者に代わって投資事業者から支払を受けることを事業とする者、もしくはこれを事業に含む者、または
- ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者

(中 略)

投資運用会社 管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行為する者をいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「投資運用契約 随時改訂される2004年6月30日および2004年7月30日付の管理会社および投資運用会社との間の投資運用契約(総称して「投資運用契約」という。)をいう。」

アイルランド アイルランド共和国をいう。

(中略)

最低申込額 関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「MMF規則 2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(改訂済)ならびにアイルランド中央銀行により発行される可能性のある関連指針をいう。」

純資産価額 前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する(適用あれば)純資産価額をいう。

(中略)

特定米国人 「特定米国人」とは、下記(i)から( )のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。

- ( ) 米国市民または米国居住者である個人
- ( ) 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人
- ( ) (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託
- (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取り引される法人
- (2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される)拡大関連者グループの一員である法人
- (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関
- (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関
- (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン

- (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行
- (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託
- (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき証券取引委員会に登録されている事業体
- (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
- (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
- (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。)のディーラー
- (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー  
かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。

本効力発生日より、以下が追加される。

「副保管会社」	ファンド資産の保管のため、随時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。」
別紙	ポートフォリオおよび/または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。 (中略)
信託証書	随時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された <u>2015年6月18日付改訂・再録信託証書</u> をいう。 (後略)

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

クラス	ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。
CMS	本書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因、取引相手のリスク」および「第2 管理及び運営、1 申 込(販売)手続等」に詳細が記載されるとおり、キャッシュ・マネジメン ト・スweep・スキームを意味する。
CMSカウンターパー ティ	CMSに関連する資金が保有される一つまたは複数の共同顧客口座を有す る第三者カウンターパーティのことをいう。
CNAV MMF	公債コンスタントNAV MMF(「公債CNAV MMF」ということ がある。)としてMMF規則に基づき認可されているマネー・マーケッ ト・ファンドをいう。
回収勘定	( )投資者からファンドに支払われる申込金の受領、ならびに( )受益者 への買戻代金および/または分配金の払戻しのために使用される、AIF Mが運用する勘定をいう。
集団投資事業	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。
データ保護法令	一般データ保護規則(規則2016/679)により導入されたEUのデータ保 護制度および2018年アイルランド・データ保護法をいう。
取引日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載さ れる毎月2日以上の日をいう。

(中略)

ファンド	ダイワ外貨MMFをいう。
GDPR	指令95/46/ECを廃止する、個人データの取扱いに関する自然人の保護 および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および 理事会規則(EU)2016/679、およびこれに付随する適用ある国内法令 をいう。
グローバル副保管会社	グローバル副保管契約に従って、 <u>スミトモ・ミツイ・トラスト(ユー ケー)リミテッドが副保管者としての資格において任命したブラウン・ブ ラザーズ・ハリマン</u> をいう。
仲介機関	現時点において以下の者をいう。 ・他者に代わって投資事業者から支払を受けることを事業とする者、もし くはこれを事業に含む者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者

(中略)

投資運用会社	管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、本 書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行為す る者をいう。
--------	--

投資運用契約	随時改訂される2004年6月30日および2004年7月30日付の管理会社および投資運用会社との間の投資運用契約(総称して「投資運用契約」という。)をいう。
アイルランド	アイルランド共和国をいう。 (中略)
最低申込額 MMF規則	関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。 2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(改訂済)ならびにアイルランド中央銀行により発行される可能性のある関連指針をいう。
純資産価額	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する(適用あれば)純資産価額をいう。 (中略)
特定米国人	「特定米国人」とは、下記(i)から( )のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。 ( ) 米国民または米国居住者である個人 ( ) 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人 ( ) (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託 (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的取引される法人 (2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される)拡大関連者グループの一員である法人 (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関 (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関 (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行 (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託

- (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法（合衆国法典第15編第80a-64条）に基づき証券取引委員会に登録されている事業体
- (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
- (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
- (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品（想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。）のディーラー
- (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー  
かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。

副保管会社

ファンド資産の保管のため、随時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。

別紙

ポートフォリオおよび/または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。

（中 略）

信託証書

随時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された2019年1月21日付改訂・再録信託証書をいう。

（後 略）

## 別紙 B

## USドル・ポートフォリオ

## &lt;訂正前&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

## 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均<sup>(注1)</sup>は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間<sup>(注2)</sup>は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

(注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。

(注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

(後 略)

## &lt;訂正後&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。

(中 略)

## 4. 投資方針

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。

(後 略)

## 別紙 C

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

<訂正前>

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

## 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがオーストラリア・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、商業的・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

(後 略)

## &lt;訂正後&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。

(中 略)

## 4. 投資方針

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。

(後 略)

## 別紙D

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

## &lt;訂正前&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるカナダ・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

## 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。」

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがカナダ・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。カナダ・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、カナダ・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。」

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびカナダの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。カナダ・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびカナダ・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。カナダ・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるカナダ・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。

(中 略)

## 4. 投資方針

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。

(後 略)

## 別紙 E

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

<訂正前>

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

## 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。」

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。」

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびニュージーランドの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

(後 略)

## &lt;訂正後&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。

(中 略)

## 4. 投資方針

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

(中 略)

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。

(後 略)

## 別紙G

## 公認の証券取引所の一覧

(前略)

( )以下の証券取引所または市場：

&lt;訂正前&gt;

本効力発生日までは、以下が適用される。

<u>「アルゼンチン</u>	-	<u>ブエノスアイレス証券取引所</u> <u>コルドバ証券取引所</u> <u>ロサリオ証券取引所</u>
<u>バーレーン</u>	-	<u>バーレーン証券取引所</u>
<u>バングラデシュ</u>	-	<u>ダッカ証券取引所</u> <u>チッタゴン証券取引所</u>
<u>バーミューダ</u>	-	<u>バーミューダ証券取引所</u>
<u>ボツワナ</u>	-	<u>ボツワナ証券取引所</u>
<u>ブラジル</u>	-	<u>リオデジャネイロ証券取引所</u> <u>サンパウロ証券取引所</u>
<u>チリ</u>	-	<u>サンティアゴ証券取引所</u> <u>チリ証券取引所</u>
<u>中華人民共和国</u>	-	<u>上海証券取引所</u> <u>深圳証券取引所</u>
<u>コロンビア</u>	-	<u>ボゴタ証券取引所</u> <u>メデリン証券取引所</u> <u>オクシデンテ証券取引所</u>
<u>エジプト</u>	-	<u>アレキサンドリア証券取引所</u> <u>カイロ証券取引所</u>
<u>ガーナ</u>	-	<u>ガーナ証券取引所</u>
<u>インド</u>	-	<u>バンガロール証券取引所</u> <u>デリー証券取引所</u> <u>ムンバイ証券取引所</u> <u>インド国立証券取引所</u>
<u>インドネシア</u>	-	<u>ジャカルタ証券取引所</u> <u>スラバヤ証券取引所</u>
<u>イスラエル</u>	-	<u>テルアビブ証券取引所</u>
<u>ジャマイカ</u>	-	<u>ジャマイカ証券取引所</u>
<u>ヨルダン</u>	-	<u>アンマン金融市場</u>

<u>カザフスタン共和国</u>	-	<u>中央アジア証券取引所</u> <u>カザフスタン証券取引所</u>
<u>ケニア</u>	-	<u>ナイロビ証券取引所</u>
<u>レバノン</u>	-	<u>ベイルート証券取引所</u>
<u>マレーシア</u>	-	<u>クアラルンプール証券取引所</u>
<u>モーリシャス</u>	-	<u>モーリシャス証券取引所</u>
<u>メキシコ</u>	-	<u>メキシコ証券取引所</u>
<u>モロッコ</u>	-	<u>カサブランカ証券取引所</u>
<u>ナミビア</u>	-	<u>ナミビア証券取引所</u>
<u>ニュージーランド</u>	-	<u>ニュージーランド証券取引所</u>
<u>ナイジェリア</u>	-	<u>ナイジェリア証券取引所</u>
<u>パキスタン</u>	-	<u>イスラマバード証券取引所</u> <u>カラチ証券取引所</u> <u>ラホール証券取引所</u>
<u>ペルー</u>	-	<u>リマ証券取引所</u>
<u>フィリピン</u>	-	<u>フィリピン証券取引所</u>
<u>シンガポール</u>	-	<u>シンガポール証券取引所</u>
<u>南アフリカ</u>	-	<u>ヨハネスバーグ証券取引所</u>
<u>大韓民国</u>	-	<u>韓国証券取引所</u> <u>KOSDAQ証券取引所</u>
<u>スリランカ</u>	-	<u>コロンボ証券取引所</u>
<u>台湾(中華人民共和国)</u>	-	<u>台湾証券取引所</u>
<u>タイ</u>	-	<u>タイ証券取引所</u>
<u>トルコ</u>	-	<u>イスタンブール証券取引所</u>
<u>ウクライナ</u>	-	<u>ウクライナ証券取引所</u>
<u>ウルグアイ</u>	-	<u>モンテビデオ証券取引所</u>
<u>ベネズエラ</u>	-	<u>カラカス証券取引所</u> <u>マラカイボ証券取引所</u> <u>ベネズエラ証券取引所</u>
<u>ジンバブエ</u>	-	<u>ジンバブエ証券取引所</u>
<u>ザンビア</u>	-	<u>ルサカ証券取引所</u>

本効力発生日より、以下が適用される。

<u>「アルゼンチン</u>	-	<u>ブエノスアイレス証券取引所</u> <u>コルドバ証券取引所</u> <u>ロサリオ証券取引所</u>
<u>ボツワナ</u>	-	<u>ボツワナ証券取引所</u>

ブラジル	-	リオデジャネイロ証券取引所 サンパウロ証券取引所
チリ	-	サンティアゴ証券取引所 チリ証券取引所
中華人民共和国	-	上海証券取引所 深圳証券取引所
コロンビア	-	ボゴタ証券取引所 メデリン証券取引所 オクシデンテ証券取引所
エジプト	-	アレキサンドリア証券取引所 カイロ証券取引所
インド	-	バンガロール証券取引所 デリー証券取引所 ムンバイ証券取引所 インド国立証券取引所
インドネシア	-	ジャカルタ証券取引所 スラバヤ証券取引所
イスラエル	-	テルアビブ証券取引所
コートジボアール	-	西アフリカ証券取引所(B R V M)
ケニア	-	ナイロビ証券取引所
マレーシア	-	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	-	モーリシャス証券取引所
メキシコ	-	メキシコ証券取引所
モロッコ	-	カサブランカ証券取引所
ナイジェリア	-	ナイジェリア証券取引所
パキスタン	-	イスラマバード証券取引所 カラチ証券取引所 ラホール証券取引所
フィリピン	-	フィリピン証券取引所
ロシア	-	モスクワ証券取引所 <u>サンクトペテルブルク証券取引所</u>
シンガポール	-	シンガポール証券取引所
南アフリカ	-	ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	-	韓国証券取引所
大韓民国	-	KOSDAQ証券取引所
スリランカ	-	コロンボ証券取引所
台湾(中華人民共和国)	-	台湾証券取引所
タイ	-	タイ証券取引所

- トルコ - イスタンブール証券取引所
- ウクライナ - ウクライナ証券取引所
- ベトナム - ホーチミン証券取引所  
ハノイ証券取引所
- ジンバブエ - ジンバブエ証券取引所<sub>上</sub>

## &lt;訂正後&gt;

- アルゼンチン - ブエノスアイレス証券取引所  
コルドバ証券取引所  
ロサリオ証券取引所
- ボツワナ - ボツワナ証券取引所
- ブラジル - リオデジャネイロ証券取引所  
サンパウロ証券取引所
- チリ - サンティアゴ証券取引所  
チリ証券取引所
- 中華人民共和国 - 上海証券取引所  
深圳証券取引所
- コロンビア - ボゴタ証券取引所  
メデリン証券取引所  
オクシデンテ証券取引所
- エジプト - アレキサンドリア証券取引所  
カイロ証券取引所
- インド - バンガロール証券取引所  
デリー証券取引所  
ムンバイ証券取引所  
インド国立証券取引所
- インドネシア - ジャカルタ証券取引所  
スラバヤ証券取引所
- イスラエル - テルアビブ証券取引所
- コートジボアール - 西アフリカ証券取引所(B R V M)
- ケニア - ナイロビ証券取引所
- マレーシア - クアラルンプール証券取引所
- モーリシャス - モーリシャス証券取引所
- メキシコ - メキシコ証券取引所
- モロッコ - カサブランカ証券取引所
- ナイジェリア - ナイジェリア証券取引所

パキスタン	- イスラマバード証券取引所 カラチ証券取引所 ラホール証券取引所
フィリピン	- フィリピン証券取引所
ロシア	- モスクワ証券取引所
シンガポール	- シンガポール証券取引所
南アフリカ	- ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	- 韓国証券取引所 KOSDAQ証券取引所
スリランカ	- コロンボ証券取引所
台湾(中華人民共和国)	- 台湾証券取引所
タイ	- タイ証券取引所
トルコ	- イスタンブール証券取引所
ウクライナ	- ウクライナ証券取引所
ベトナム	- ホーチミン証券取引所 ハノイ証券取引所
ジンバブエ	- ジンバブエ証券取引所

[前へ](#)